

第2章

通則法、事務運営指針の改正を踏まえた 移転価格調査をめぐる わが国税務当局の動向

企業訪問・個別照会 制度

国税庁は2017年7月より、ローカルファイルの作成状況を確認し、必要に応じて助言・指導する主旨から、一部企業に対して個別訪問（税務調査ではなく行政指導）を実施している。また同時に、ローカルファイル等の作成にあたって疑問等がある場合に照会等できるように、個別の照会窓口を国税局に設置した。

この助言・指導は、あくまでも、わが国の歳入を担っている課税庁の立場からのものと考えられるので、取引相手国での課税への影響については、スコープ外ということなのだと思慮される。

一般法人税調査 でのTP文書確認

最近、納税者の方から、「一般法人税調査に先立っての資料依頼のなかに、ローカルファイルが含まれている」旨の話を聞くことが多くなった。当局は、一般法人税調査を通じてローカルファイルを集めているものと思われる。ただ、国外関連者との取引に關し寄附金課税を行うということが頻繁に行われているので、ローカルファイルの説明等を求められた場合には、その点も踏まえ、慎重な対応を行うことをお奨めする。

国税通則法改正に伴う一般法人税調査の変化

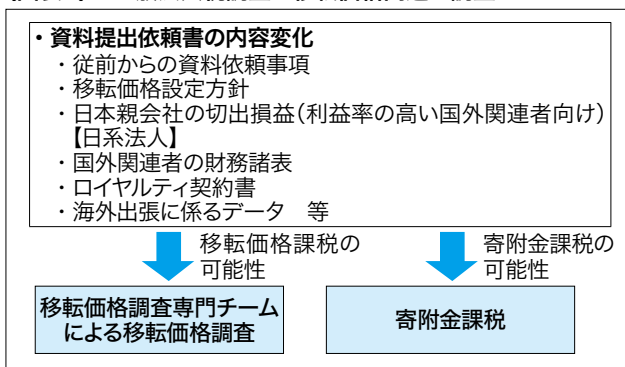
これは、BEPSの動きとは別

で、国税通則法の改正による影響だが、近年の変化として重要なものなので、ここで取り上げておく。

従来、移転価格調査は、役務提供事案や金利事案を除き、一般の法人税調査とは別に実施されてきた。しかしながら、平成23年に国税通則法が改正され、当局は原則として、納税者に係る調査は「一の調査」として実施し終了しなければならなくなった（国税通則法7章の2（国税の調査）関係通達（以下、「法令解釈通達」という）3-1）。その結果、数年前から一般の法人税調査において、移転価格に関する資料要求が行われてきている。その内容は、「移転価格設定方針（ポリシー）」、「各種切出（セグメント）損益」等を中心とした本格的な移転価格関連資料である。

これらに対しては、自社の移転価格について当局が誤解しないような資料をいかに作成し説明するかが重

（図表2）一般法人税調査で移転価格関連の調査



要なポイントとなる。提出された資料は、調査官の後方に控えている移転価格チームに回付され、同チームは移転価格上問題が「ありそうなのか、または、なさそうなのか」を見極める。ここで、移転価格上問題ないと理解してもらえらる資料を提出することができれば、その後の本格的移転価格調査に移行するリスクは大幅に軽減される。本格的移転価格調査ともなれば、1～2年の調査対応、そして課税されればその後も1年以上に及ぶ相互協議の対応等も考えられるので、この対応はとても重要になる。

また、一般法人税調査のチームは、